

# 伊豆市文化芸術振興計画



創造性を育み 多様性と活力へつなげるまちへ  
～文化芸術<sup>はな</sup>の華ひらく まちづくり～



2024(令和6)年3月

伊豆市





# 目 次

## 第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨..... 1
2. 計画の枠組み..... 2

## 第2章 計画の背景

1. 国の政策動向..... 3
2. 静岡県の文化振興政策..... 5
3. 本市のまちづくり方針..... 7

## 第3章 伊豆市民の文化芸術振興の現状と課題

1. 伊豆市民の文化芸術活動の状況..... 9
2. 公共文化施設の状況..... 11
3. 文化芸術振興の課題..... 13

## 第4章 文化芸術振興の方向性

1. 計画の基本的な考え方..... 15
2. 施策目標..... 17
3. 展開施策の指針..... 18

## 【資料編】

1. 伊豆市内文化施設..... 25
2. 文化芸術基本法..... 26
3. 静岡県文化振興基本条例..... 31
4. 伊豆市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱..... 34
5. 伊豆市文化芸術振興計画策定委員会委員名簿..... 35



# 第 1 章 計画策定について

---



# 1. 計画策定の趣旨

## 1-1 計画策定の目的

人口減少・少子高齢化が進行するなかで、本市は、「人」と「まち」がいきいきと光り輝く、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと心から思えるような魅力と活力にあふれる「持続可能なまち」を目指したまちづくりを推進している。<sup>1</sup> 本計画は、文化芸術の分野においてその取組を、効果的、かつ効率的に推進することを目的に策定する。

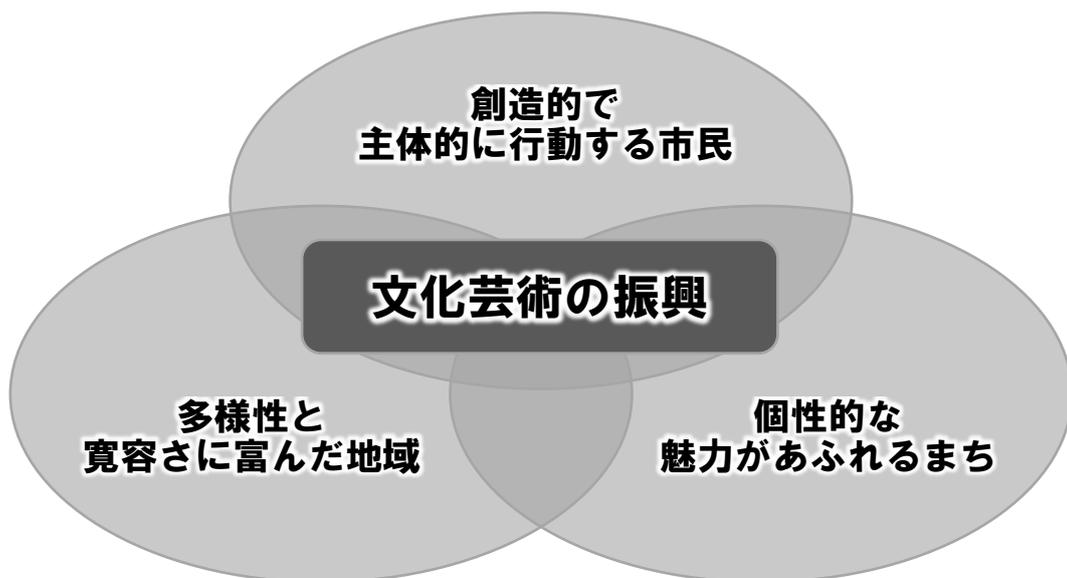
## 1-2 文化芸術振興の基本理念

地域固有の文化は、その地域に住む人、関わる人が共有する価値の源泉である。地域コミュニティの絆を形成し、思いやりや助け合いの精神を育む土壌となるとともに、「ふるさと」という言葉に集約されるように、人が生きていく上でのよりどころとなるものでもある。この観点から、「住んでよかった、いつまでも住み続けたい」まちを目指す上で、本市の歴史や風土に根ざした独自の文化を伝承し、時代の変化に応じてアップデート（更新）していくことは不可欠の要素といえる。

また、文化芸術は、創造力と感性に満ちた、豊かな人間性を育む礎となる。そして、主体的に活動する人と人がつながり、その多様な交流を通じてまちに賑わいや活力、個性的な魅力を生み出す起点ともなりうる。さらに、身体的・心理的・文化的な「違い」を超えて、互いを認め合いながら共生する多様性と寛容さに富んだ社会を実現する上で、それぞれの「個性」の発露である文化芸術は大きな役割を担うことができる。

本計画は、このような「文化芸術の力」を最大限に生かし、いきいきと光り輝く「人」と「まち」の具現化を目指すものである。

### ■ 伊豆市における文化芸術振興の基本理念（概念図）



<sup>1</sup> 出典：「第2次伊豆市総合計画 改定版〔2018（平成30）年3月〕」における、伊豆市の「めざすまちのテーマ」より

## 2. 計画の枠組み

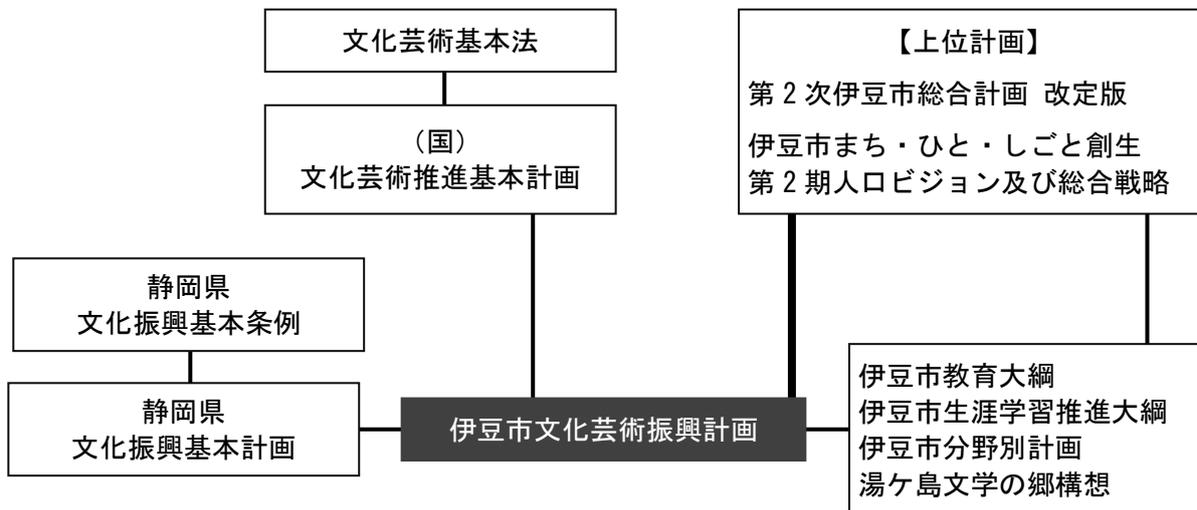
### 2-1 計画対象

本計画においては、文芸・絵画・彫刻・音楽・演劇・映画などの芸術や芸能、地域に伝承される伝統芸能、文化財のみならず、習い事や食文化、囲碁、将棋、コンピュータゲームなどの娯楽、生活文化を含む幅広い概念として文化芸術を捉えるものとする。

### 2-2 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として、また、「第2次伊豆市総合計画 改定版」及び「伊豆市まち・ひと・しごと創生 第2期人口ビジョン及び総合戦略」を上位計画とする部門別計画として位置づけ、他の関連計画との整合を図りながら策定する。

#### ■計画の位置づけ



### 2-3 計画期間

市民生活や文化芸術を取り巻く環境が常に変化するなかで、本計画はその変化に柔軟に対応しつつ推進することが求められる。そこで、本計画は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

## 第2章 計画の背景

---



# 1. 国の政策動向

## 1-1 文化芸術基本法

国では、2001（平成13）年に「文化芸術振興基本法」を制定し、同法を基盤に文化芸術立国の実現を目指してきた。同法は、伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することが緊要な課題であるとの認識に立ち、文化芸術の振興についてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものである。また、同法において、地方公共団体は、「（前略）文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第四条）と定められている。

その後は少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況の変化、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定などを背景に、2017（平成29）年には、同法が「文化芸術基本法」に改正され、現在に至っている。

同法の改正の趣旨は「文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの」とされている。

また、地方公共団体が、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされた。（第七条二項）

## 1-2 文化芸術推進基本計画

2018（平成30）年3月には、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「文化芸術推進基本計画」が策定され、以下の四つの目標が設定された。<sup>2</sup>

- 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標2 創造的で活力ある社会
- 目標3 心豊かで多様性のある社会
- 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム<sup>3</sup>

第1期計画の計画期間<sup>4</sup>の終了に伴い、2023（令和5）年3月には、「文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－」が閣議決定された。同計画では、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間において推進する重点取組として、「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」、「多様性を尊重した文化芸術の振興」、「文化芸術を通じた地方創生の推進」など、7項目が掲げられている。

<sup>2</sup> 文化芸術推進基本計画（第1期）：サブタイトルは「－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－」

<sup>3</sup> プラットフォーム：多様な主体が特定の目的のもとで、連携、協働するためのネットワーク組織のこと。

<sup>4</sup> 文化芸術推進基本計画（第1期）の計画期間：2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間。

第2章 計画の背景

第2期計画は、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組（下表）を推進するとしている。

■第2期計画における重点取組

重点取組		主な取組例
1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術水準の向上</li> <li>・文化芸術分野の活動基盤強化</li> <li>・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施</li> <li>・文化芸術創造エコシステムの確立</li> <li>・我が国のアートの持続的発展の推進</li> <li>・映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興</li> <li>・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化</li> <li>・文化施設の運営等におけるPPP/PFI<sup>(脚注5)</sup>活用等による官民連携の促進</li> </ul>
2	文化資源の保存と活用の一層の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財の匠プロジェクト」<sup>(脚注6)</sup>の着実な推進</li> <li>・文化財の保存に関する集中的な取組</li> <li>・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用</li> <li>・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承</li> <li>・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興</li> </ul>
3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承</li> <li>・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保</li> <li>・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進</li> </ul>
4	多様性を尊重した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備</li> <li>・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進</li> <li>・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備</li> <li>・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進</li> </ul>
5	文化芸術のグローバル展開の加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信</li> <li>・「日本博 2.0」<sup>(脚注7)</sup>の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり</li> <li>・CBX<sup>(脚注8)</sup>による海外展開の推進</li> <li>・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実</li> <li>・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応</li> </ul>
6	文化芸術を通じた地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進</li> <li>・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進</li> <li>・文化観光拠点・地域や「世界遺産」<sup>(脚注9)</sup>、「日本遺産」<sup>(脚注10)</sup>等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進</li> <li>・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援</li> <li>・食文化をはじめとする生活文化の振興</li> <li>・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築</li> <li>・公共空間等のアーティスト等への開放</li> </ul>
7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進</li> <li>・DX<sup>(脚注11)</sup>時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現</li> <li>・文化芸術のデジタル・アーカイブ<sup>(脚注12)</sup>化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用</li> <li>・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進</li> </ul>

<sup>5</sup> PPP/PFI:Public Private Partnership/Private Finance Initiative の略。公共事業における官民連携や民間の資金・ノウハウを取り入れることで、サービスの質を高め、公的負担の軽減を図る手法のこと。

<sup>6</sup> 文化財の匠プロジェクト：文化財保護に関する技術者が後継者養成や技術練磨に注力できるよう、管理業務のサポート体制を整備するとともに、匠の技を伝える真正な用具・原材料の確保を支援するなど後継者養成に資する取組等を推進。

<sup>7</sup> 日本博 2.0：日本の美と心を体現する我が国の文化芸術の振興を図り、その多様かつ普遍的な魅力を引き続き世界に対して発信していくため、日本全国を舞台に展開する事業。

<sup>8</sup> CBX：Cultural Business Transformation の略。日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取組

<sup>9</sup> 世界遺産：「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて世界遺産リストに登録された、文化財、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ有形の不動産を対象とし、文化遺産、自然遺産、複合遺産の3つの種類がある。

<sup>10</sup> 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する文化庁の取組。

<sup>11</sup> DX：D（デジタル）と X（トランスフォーメーション：変革）を組み合わせた言葉。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

<sup>12</sup> アーカイブ：単に情報を収集・保存するのではなく、ある体系に基づいて編纂し、目的的に保存された情報の集合体。

## 2. 静岡県の文化振興政策

### 2-1 静岡県文化振興基本条例

静岡県は、2006（平成18）年に、文化振興についての基本理念や県の役割、施策の基本事項などを定めた「静岡県文化振興基本条例」を制定し、文化振興施策の柱としている。同条例の前文では、その制定の趣旨について次のように述べられている（要旨）。

- 静岡県がはぐくんできた多様な文化を未来へと継承するとともに、新たな地域文化として発展させていくためには、次代の文化の担い手である子どもをはじめ、文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。
- 持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性、文化を創造し又は享受する活動、それらを支える活動のそれぞれが尊重されなければならない。
- 文化振興を取り巻く諸課題に取り組むことで、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

また、この条例では、「文化振興基本計画」の策定や、文化振興の基本的事項などを調査審議する「文化政策審議会」の設置などが定められ、それに沿って文化振興施策が推進されている。

### 2-2 第5期静岡県文化振興基本計画

静岡県の文化振興施策の方向性と体系を示す「文化振興基本計画」は、これまで数回にわたって改訂されており、直近では、2022（令和4）年3月に、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間を計画期間とする「第5期静岡県文化振興基本計画」が策定されている。同計画の概要を以下に示す。

#### (1) 基本目標

同計画における基本目標は、以下のとおりとされている。

**多種多様な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる  
「ふじのくに芸術回廊」の実現**

～子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指して～

多種多様な文化を育み、それを誰もが受け止め認め合い、それぞれが発信し表現者となる静岡県文化芸術の創造や参画、鑑賞に親しむ姿に、どこに行っても巡り会える広い回廊のような静岡県

#### 【基本目標の考え方（要旨）】

- 性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず多様性を尊重し、各々の個性を大切にす
- 県民の一人ひとりが文化芸術を自分事として捉え、様々な形で文化に親しめる社会を目指す
- 風致に富んだ文化資源の価値を改めて認識し、地域に住む人々が誇りを持ち、その魅力を生かした地域づくりが、県内のあらゆる地域で活発になるよう効果的な施策を展開する
- 地域社会の暮らしや教育の場において文化芸術に触れる機会を拡げ、文化の楽しさを体感できることにより、子どもたちを感性豊かに育む
- 子どもたちから高齢者までの多様な世代に文化芸術が行き渡り、県民一人ひとりが主体的に一生文化に親しめ、すべての県民が文化の表現者になれる地域社会を目指す

## (2) 重点施策

同計画では、重点施策が次のとおり設定されている。

- 重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の振興
- 重点施策2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進
- 重点施策3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進
- 重点施策4 文化芸術を振興する仕組みの充実
- 重点施策5 持続可能な文化活動の推進

## (3) 「ふじのくに芸術回廊」の文化ゾーンの構築

同計画では、施策方針として、県内の各地域の特色ある文化をつないだ「ふじのくに芸術回廊」の文化ゾーンの構築が掲げられている。

そこでは、伊豆半島地域の目指す姿は、以下のとおりとされている。

### <伊豆半島地域の目指す姿>

- 特色ある美しい景観や歴史に培われた豊富な文化資源に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや静岡県文化プログラムのレガシーを生かし、観光と連携した情報発信を通じて人々が訪れたいくなる伊豆独自の文化が展開する地域
- 地域の住民にとっても、地元を誇り、愛着や魅力を増大させることにより、持続可能な文化あふれる地域づくりを展開する地域

## 2-3 東アジア文化都市事業の展開

日本・中国・韓国の3カ国から選ばれた都市が、一年間を通じてさまざまな文化芸術イベントや文化交流を実施する「東アジア文化都市」事業を、2023（令和5）年に、静岡県は、「ふじのくに文化芸術回廊」の実現を目指す取組の一環として実施した。<sup>13</sup>

期間中、県内では、「ようこそ! 文化が花開くふじのくに芸術回廊へ!」をテーマに、食、ファッション、芸能、スポーツ、温泉、花・庭など、500本以上のイベントが開催され、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、中国、韓国との文化交流を深めた。

その中で、伊豆市の主催事業として、絵本原画展「おとなの遠足♪伊豆市で愉しむ絵本時間」<sup>14</sup>と、伊豆市と敦煌市をオンラインで結んで語り合う「井上靖と敦煌<sup>15</sup>」の2イベントを開催した。

<sup>13</sup> 2023年東アジア文化都市事業の参加都市：静岡県とともに、中国の成都市・梅州市、韓国の全州市が参加。

<sup>14</sup> 絵本原画展：期間 2023年10月7日～2023年10月29日 場所 市内各図書館〔原画展等〕・修善寺総合会館〔講演会〕

<sup>15</sup> 井上靖と敦煌：実施日 2023年11月12日 場所 天城会館

### 3. 本市のまちづくり方針

本市の文化芸術振興計画を策定するにあたり、上位計画におけるまちづくり方針と文化芸術施策の位置づけを確認する。

#### 3-1 第2次伊豆市総合計画改定版

2018（平成30）年3月に策定された、本市のまちづくりの基本となる「第2次伊豆市総合計画 改定版」では、めざす都市のイメージが以下のとおり設定されている。

##### 【めざす都市のイメージ】

自然・歴史・文化が薫る誇りと活力に満ちた  
「伊豆半島の新基軸（クロスロード）」・伊豆市  
～いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり～

「形」 ネットワーク型コンパクトタウン

「色」 風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市

「力」 地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携

文化芸術関連の施策方針については、「重点目標4 まちへの誇りの醸成とブランドカの向上」の一環として、「政策1 個性的な市民文化・都市文化の創造」中の「施策2 歴史・文化資源の保存、継承、活用」に位置づけられている。

#### （1）目指す姿

豊かな自然や景観、歴史、文化が市民の手によって生まれ、受け継がれるとともに、市民の文化活動が活発に展開され、本市の顔となる魅力的な文化が創造・発信されている。また、それらがかけがえのない財産として市民に共有され、故郷を愛する心や地域への愛着につながる。

#### （2）取組の方向

「施策2 歴史・文化資源の保存、継承、活用」の取組の方向は以下のように設定されている。

- (1)本市の歴史文化的資源や伝統文化を次代に継承していくため、伝統文化に身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の支援のほか、市民の学習意欲や愛護意識を啓発するための活動を推進します。
- (2)市民が文化・芸術に親しむ機会を提供し、豊かな心や感性、創造性などを育むとともに、市民による文化・芸術活動を促進します。
- (3)郷土資料や地域文化をはじめとする蔵書や講座の充実を図るとともに、市民ニーズに対応した図書館づくりを進めます。

(3) 主要事業

上述の取組の方向に沿った主要事業は下表の内容となっている。

No	主要事業	内 容
①	歴史的・地域資源の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市所蔵美術品の活用と美術館整備に向けた公募の検討</li> <li>・文化財の保存とまちづくりへの活用</li> <li>・無形民俗文化財の伝承支援</li> <li>・歴史的・地域資源の観光への活用</li> </ul>
②	文化芸術に接する機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術に気軽に接し参加する機会の提供</li> <li>・自主的な文化芸術活動の支援</li> </ul>
③	地域に根ざした図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の運営や配置の見直し</li> <li>・郷土資料をはじめとする蔵書の充実</li> <li>・図書館講座の拡充</li> </ul>

3-2 伊豆市第2期人口ビジョン及び第2期総合戦略

少子化・人口減少対策は本市の将来にとって大きな課題である。

本市人口の長期見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年に15,152人にまで減少するとされている。

このため、第2期総合戦略においては、人口減少に特化した次の施策を優先的に展開することで、2040年に約23,000人、2045年に約21,000人を目標にしている。

- ◎雇用の場の確保とまちの賑わいづくりに向けた 仕事の創出
- ◎移住定住の促進と子育て支援、教育環境の充実
- ◎個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成

## 第3章 伊豆市民の文化芸術振興の 現状と課題

---



# 1. 伊豆市民の文化芸術活動の状況

伊豆市では、文化芸術の振興に関する施策の指針となる計画策定の基礎資料とするため、2022（令和4）年度に、市民の文化芸術に対する意識や活動状況などを把握することを目的とした「文化芸術の振興に関する市民アンケート」（以下、「市民アンケート」と略記）を実施した。ここでは、その結果をもとに、市民の文化芸術に関する現状を整理する。

調査の概要は、以下のとおりである。

## 【調査概要】

- ◇ 対象者：伊豆市在住の男女個人（18歳以上）住民台帳から無作為抽出した1,500人
- ◇ 調査方法：自記式アンケート調査（郵送による調査票の配布・回収）
- ◇ 調査期間：2023（令和5）年1月24日（火）～同年2月6日（月）
- ◇ 有効回収数：511通（34.1%）

### （1）伊豆市の「文化芸術」イメージ

- 伊豆市の「文化芸術」から思い描くイメージ（複数回答）の上位3項目は「文学の温泉街」（52%）、「歴史文化遺産」（47%）、「伝統行事・芸能」（46%）
- 29歳以下、居住年数5年未満の層は「豊かな自然・景観」、30代は「伝統行事・芸能」、70代は「音楽・美術」の想起率が高い
- 地区別では天城湯ヶ島は「文学の温泉街」（62%）、土肥では「伝統行事・芸能」（62%）が高い

### （2）文化芸術の「鑑賞」

- 1年間で何らかの文化芸術の催しなどを直接鑑賞した人の率は52%。全国平均<sup>16</sup>（67%）と比べ15ポイントのマイナス
- 鑑賞したジャンルの上位は、「文化財・遺跡など」（23%）、「美術」（21%）、「メディア芸術（映画など）」（18%）、「音楽」（17%）
- 鑑賞場所は、「市内」、「近隣市町」、「県外」がほぼ拮抗
- 30代以下と50代は市外で鑑賞する率が高い傾向
- 鑑賞頻度の高い層は「30代以下」、「50代」、「居住年数5年未満」、「会社員・団体職員」
- 全体の約3割が非鑑賞の理由に「仕事・育児などの忙しさ」を、2割が「健康上の理由」、「情報が入手できない」をあげている（複数回答）
- テレビやインターネット配信などのメディアを通じた鑑賞率は約8割。鑑賞率が高いジャンルは「音楽」（50%）、次いで「メディア芸術（映画など）」（40%）
- 鑑賞率と主観的健康度にはプラスの相関がある

### （3）文化芸術の「活動」

- 文化芸術活動に「興味・関心がない」が約4割
- 相対的に40代～60代の関心が高く、若年層、高齢者層は低い傾向
- 興味・関心がある人のうち継続的に活動を行っている人は約3割
- 継続的に活動を行っている人の率は若年層に比べ高齢層が高い
- 継続活動の内容は「美術」（37%）、「音楽」（30%）、「生活文化（華道、書道など）」（21%）が上位

<sup>16</sup> 出典：文化庁「文化に関する世論調査報告書」（2020年2月）〔コロナ禍以前の調査結果〕

- 活動場所は「市内の公共施設」が約4割、70代では7割超。居住年数5年未満の層は「県外の施設」が約6割と他の層より高い。20年以上は、「市内の民間施設」での活動が多い(35%)

(4) 伝統芸能について

- 地域に伝わる伝統芸能は「ない」との回答が2割、「わからない」が4割弱
- 「ある」の回答率は「居住年数」、「ご近所付き合いの程度」とプラスの相関
- 「居住年数20年以上」、「相談・世間話をする」では「ある」との回答が約4割
- 担い手としての参加率は26%。そのうち「今後は続けたいと思わない」が12%
- 現在参加していない人も含めた今後の参加意向は3割弱。

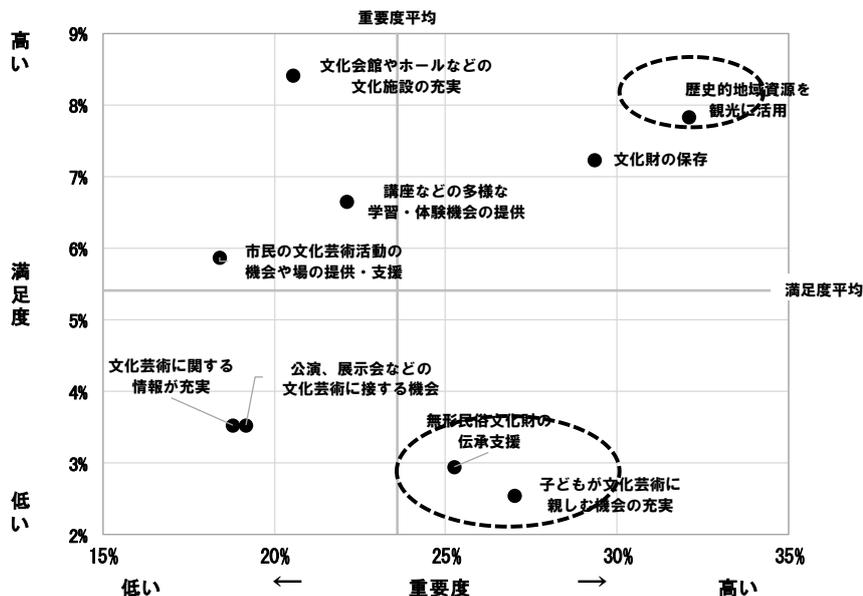
(5) イベントの認知・参加状況

- もっとも市民に親しまれているイベントは「文化祭」(認知率55%、参加率18%)
- 次いで「いず生涯学習講座」(認知率36%、参加率10%)、「伝統文化・祭」(認知率32%、参加率7%)の順
- 修善寺地区・天城湯ヶ島地区は「文化祭」、中伊豆地区は「いず生涯学習講座」、土肥地区は「伝統文化・祭」の参加率が高い

(6) 伊豆市の取組に対する評価

- 伊豆市の文化芸術に関する取組9項目について満足度と重要度を聞いた
- 各項目とも「満足」回答率<sup>17</sup>が「不満」回答率<sup>18</sup>よりも低くなっており、全体的に厳しい評価
- 各項目とも無関心(わからない・無回答)も多い
- ワースト3は「情報」(-17%)、「文化芸術に接する機会」(-16%)、「子どもの文化芸術に親しむ機会」(-13%) <数字は「満足」回答率-「不満」回答率>
- 重要度が高い項目は「歴史資源の観光活用」(32%)、「文化財保存」(29%)、「子どもの親しむ機会」(27%)、「無形民俗文化財の伝承支援」(25%)
- 「無形民俗文化財の伝承支援」、「子どもの文化芸術に親しむ機会」は、満足度低(取組別評価の平均以下)かつ重要度高(取組別評価の平均以上)で、対策が求められる

■伊豆市の取組に対する評価(満足度・重要度)



<sup>17</sup> 「満足」回答率: 「満足」または「やや満足」と回答した人の率

<sup>18</sup> 「不満」回答率: 「不満」または「やや不満」と回答した人の率

## 2. 公共文化施設の状況

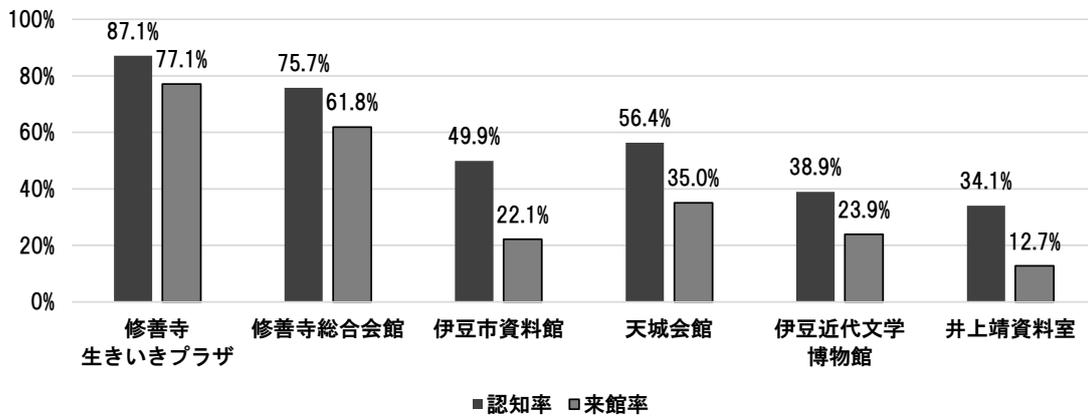
### 2-1 文化交流施設

#### (1) 認知率・来館率

市民アンケートの結果から、本市関連の文化交流施設の認知率（知っている）、来館率（行ったことがある）を下のグラフで示す。

認知率、来館率のもっとも高い施設は、「修善寺生きいきプラザ」（認知率 87%、来館率 77%）で、次いで「修善寺総合会館」（認知率 76%、来館率 62%）である。ともに市民の半数以上が何らの目的で行ったことのある施設となっている。

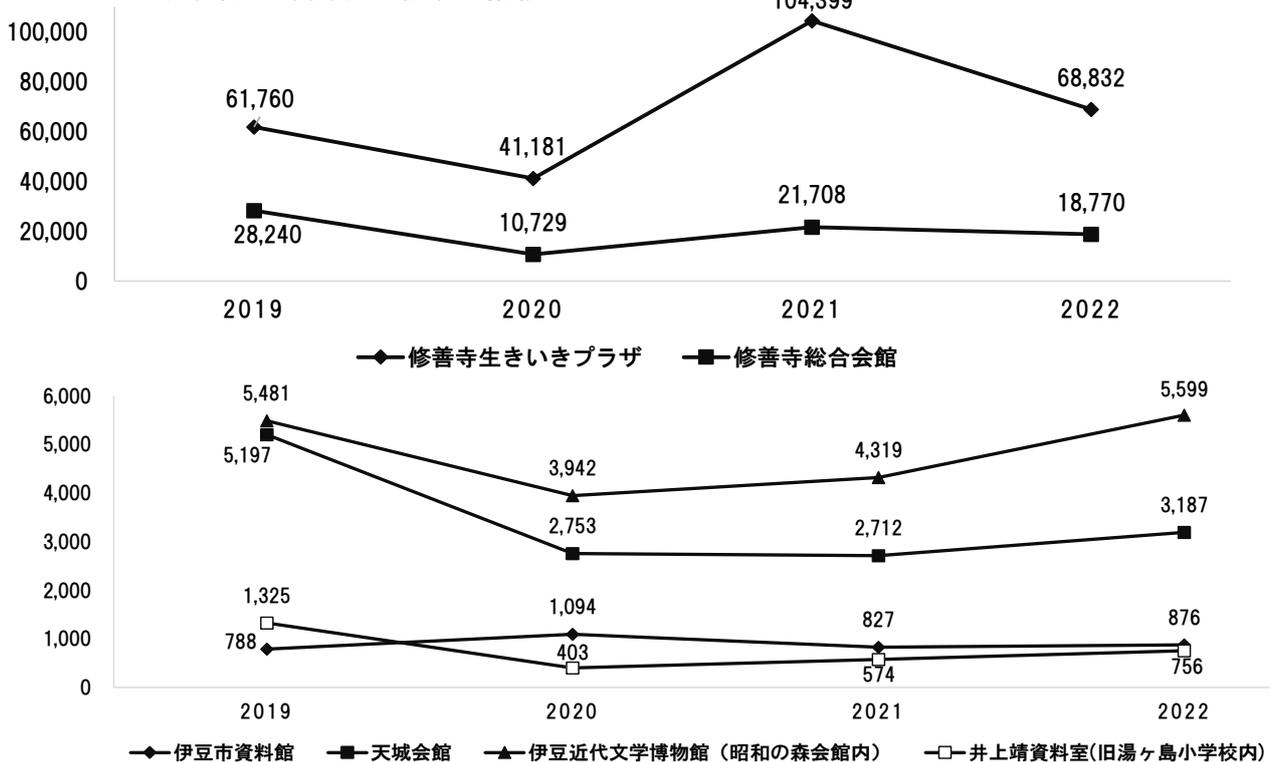
■文化交流施設の認知率・来館率



#### (2) 年間利用者数の推移

2019年度（コロナ禍以前）からの各施設の年間利用者の推移は下のグラフのとおりとなっている。

■文化交流施設の年間利用者数の推移

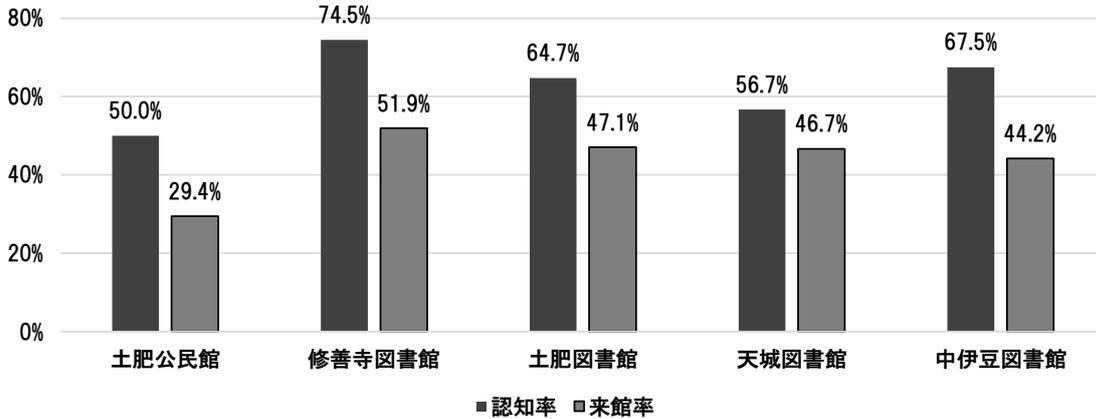


## 2-2 地区文化施設の状況

### (1) 認知率・来館率<sup>19</sup>

地区公民館、図書館について、市民アンケート結果から、当該地区居住者の認知率（知っている）、来館率（行ったことがある）を下のグラフで示す。

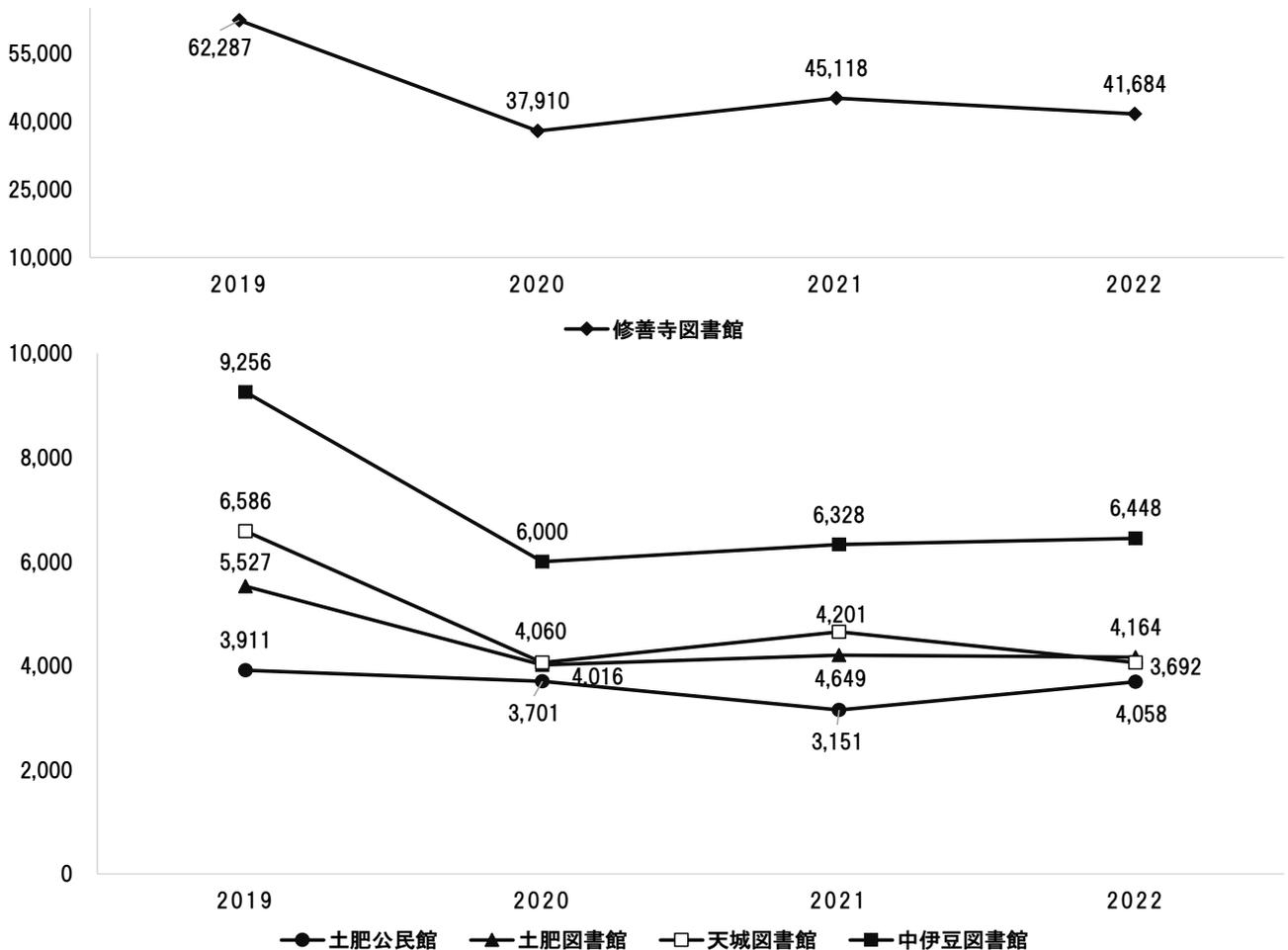
■地区文化施設の認知率・来館率



### (2) 年間利用者数の推移

各施設の2019年度以降の年間利用者の推移は下のグラフのとおりとなっている。

■地区文化施設の年間利用者数の推移



<sup>19</sup> 各比率の母数はアンケート対象者のうち、対象施設の立地する地域内の居住者

### 3. 文化芸術振興の課題

少子高齢化などの社会環境の変化、上位計画の方針、市民アンケート<sup>20</sup>による市民の文化芸術活動の現状把握等から、本市における今後の文化芸術振興の課題を整理する。

#### (1) 文化芸術振興の取組強化

本市の文化芸術振興の取組に対する評価（満足度）<sup>21</sup>は、すべての項目について「不満足」が「満足」を上回る厳しい評価となっている。評価項目のワースト3は「情報」（-17%）、「文化芸術に接する機会」（-16%）、「子どもの文化芸術に親しむ機会」（-13%）である。また、取組の重要度評価との関係では、「無形民俗文化財の伝承支援」、「子どもの文化芸術に親しむ機会」は、満足度が低く（取組別評価の平均以下）かつ重要度が高い（取組別評価の平均以上）と評価されている。このような市民の評価を踏まえ、文化芸術振興の取組を体系的に進め、より強化していくことが必要である。

#### (2) 文化芸術に対する興味・関心の喚起

1年間に文化芸術を鑑賞（メディア鑑賞は除く）した人の率は52%で、全国平均に比べ15ポイント低くなっている。また、文化芸術活動に「興味・関心がない」と回答した人が約4割となっている。アンケートの回収率が約3割<sup>22</sup>であることも考慮すると、今後の文化芸術の振興に向けては、市民の興味・関心を喚起し、市民の日常生活に文化芸術をより浸透させていく施策が重要となる。

無関心層を年代別にみると、相対的に若年層の比率が高く、また、高齢者は、無関心層と、継続的に文化芸術活動を行っている層に2分化する傾向がみられるため、施策立案にあたっては、このような年代別の特性に応じた施策展開が求められる。

#### (3) 市民の文化芸術環境の充実

「興味・関心がある」と回答した人（48%）のうち、「文化芸術活動を行っている」人の割合は32%（全体の15%）で、「行っていない」（66%）を大きく下回っている。また、文化芸術の鑑賞頻度と活動についてみると、鑑賞頻度が高くなるほど活動する率が高くなる傾向がみられ、市民が文化芸術に触れる機会を充実させることが活動率の向上に寄与する可能性がある。

文化芸術に関わる活動は、市民のこころ豊かな暮らしや潤いに満ちた地域社会の形成に欠かせないものであることから、上記の点も踏まえ、市民が文化芸術に触れる機会や活動する環境をより充実させていくことが求められる。

#### (4) 地域文化伝承の担い手の育成

現状では、地域に継承されている伝統芸能が「ある」と回答した人（33%）のうち、担い手として参加した人の率は26%（全体の9%）である。そのうち、「今後は続けたいと思わない」と考える人が12%と、現在参加している人の半数弱が今後も継続する意志がないことがわかった。本市を構成する修善寺、天城湯ヶ島、中伊豆、土肥の各地区は、それぞれの歴史のなかで固有の文化を育んできた。この地域文化を次代に伝承していくため、学校教育との連携による子どもが地域の文化を学ぶ機会の開発、若年層への啓発と人材の発掘など、地域文化を伝承する担い手の育成策が必要とされている。また、地区の住民が地域の文化に関心を持つ土壌づくりのため、その地域の特性に応じた文化芸術振興の取組も求められる。

<sup>20</sup> 市民アンケートの調査概要：第3章 1節参照

<sup>21</sup> 市民アンケート項目別評価：数字は「満足」回答率-「不満」回答率

<sup>22</sup> 市民アンケート回収率：1,500人に対する郵送調査の有効回収数 511（34.1%）

### (5) 文化芸術を通じたまちづくりの推進

人口減少・少子化が加速する時代背景のなかで、移住・定住の促進、交流人口<sup>23</sup>や関係人口<sup>24</sup>の拡大が本市の都市政策上の大きな課題であり、そのため、他の地域・都市にはない魅力を有した「住みたい、訪れたい、応援したい」まちを実現していくことが求められている。実現にあたり、個性豊かで、本市ならではの文化芸術の伝承と創造は不可欠である。

また、地域コミュニティの希薄化、社会的孤立、社会的弱者に対する偏見や差別等、地域が抱える様々な地域課題の対策として、豊かな人間性と感性を育むとともに多様な価値観を知り、理解を促進することのできる文化芸術は有益な解決の手段となりうる。

このような観点から、今後の文化芸術政策においては、文化芸術の振興を通じて地域の課題解決を図り、市民一人ひとりのウェルビーイング<sup>25</sup>と、心豊かで多様性のある地域コミュニティを形成していく「文化芸術によるまちづくり」の取組が重要になる。

### (6) 社会環境の変化に対応した文化芸術施策の展開

高齢化に伴う医療や介護負担の増加、生産年齢人口の減少による税収の縮減等によって、今後は市の財政状況がこれまで以上に厳しくなる懸念がある。このため、今後の文化芸術振興の施策展開にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- 幅広い分野に対応した施策から、より効果の高い施策に資源を集中させる戦略的な「選択と集中」的発想での政策立案へ
- これまでの「行政がサービスの供給者で市民が受益者」という関係から、「市民が主体となって活動し、行政が支援する」方向への意識変革

また、地域においては、人口減少、従来からの地縁を基盤とした地域コミュニティの脆弱化に起因し、例えば子ども会の活動や祭事などの地域単位での文化活動の継続が困難になることも想定されるため、市民が共通の趣味や関心事で結ばれるテーマ型のコミュニティ（同好会やサークルなど）が主体となって地域活動を推進する仕組みを整備するなど、新しい発想で市民の文化芸術活動の振興に取り組む必要がある。

<sup>23</sup> 交流人口：観光・レジャーや文化芸術活動、スポーツなどを目的としてその地域を訪れる人々のことで、その地域に住んでいる人（定住人口）に対する概念。

<sup>24</sup> 関係人口：域外に生活拠点をもちながら、特定の地域を定期的・継続的に訪れて地域づくり活動に多様な形で参加したり、ふるさと納税制度などを通じてその地域を応援する人々。

<sup>25</sup> ウェルビーイング（well-being）：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する言葉で、幸福感や生きがい、人生の充実度なども含む概念である。

## 第4章 文化芸術振興の方向性

---



# 1. 計画の基本的な考え方

前章の現状と課題を踏まえ、本市における文化芸術振興施策の基本的な考え方を明らかにする。

## 1-1 目指す方向性

文化芸術振興施策を推進するテーマを以下のとおり設定する。

### 【推進テーマ】

創造性を育み 多様性と活力へつなげるまちへ

～文化芸術の<sup>はな</sup>華ひらく まちづくり～

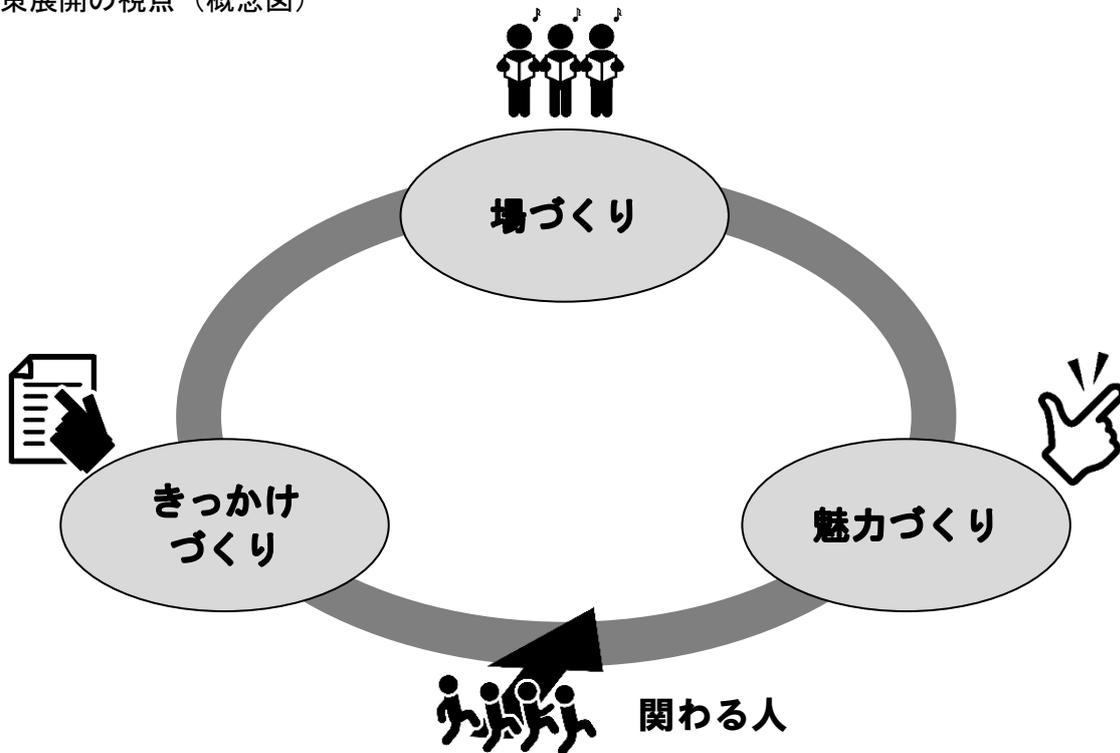
文化芸術の振興を通じて、  
市民の創造性と豊かな感性を育むとともに、  
人と人がつながり、様々な交流が生まれる中で  
多様性に満ち、活力あふれるまちを創出していく



## 1-2 施策展開の視点

推進テーマにそって、以下の3つの視点から文化芸術の振興施策の全体構成を組み立て、体系的、計画的に関連事業を推進していく。

### ■ 施策展開の視点（概念図）



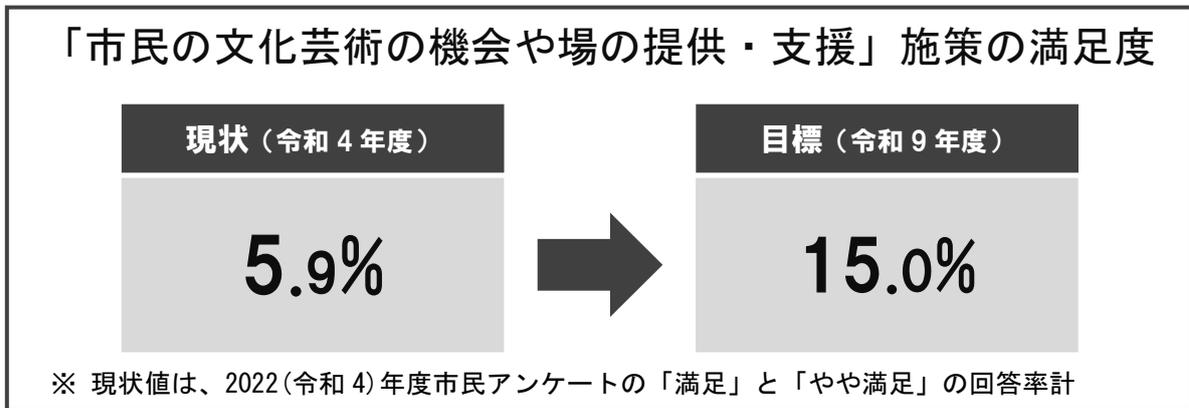
各視点からの施策の考え方は、次のとおりである。

	<b>場づくり</b> 文化芸術の鑑賞・活動やそれを通じた交流の場を拡充し、市民生活の質の向上やまちの賑わい創出等を図るための施策
	<b>きっかけづくり</b> 市民活動と文化芸術の多様な接点の創出、充実を通じて、市民が文化芸術に触れ、継続的なかかわりや主体的な取組へのきっかけとなる施策
	<b>魅力づくり</b> 文化芸術を通じて本市ならではのまちの魅力を高め、市民のまちに対する誇りと愛着を醸成するとともに、交流人口、関係人口の拡大につなげる施策
	<b>関わる人 ～ あなたも まちを楽しくする表現者</b> 上記の3視点に立った施策を推進することで、文化芸術に関わる市民の比率を高めるとともに、まちを訪れる人、応援する人の輪を拡げていく

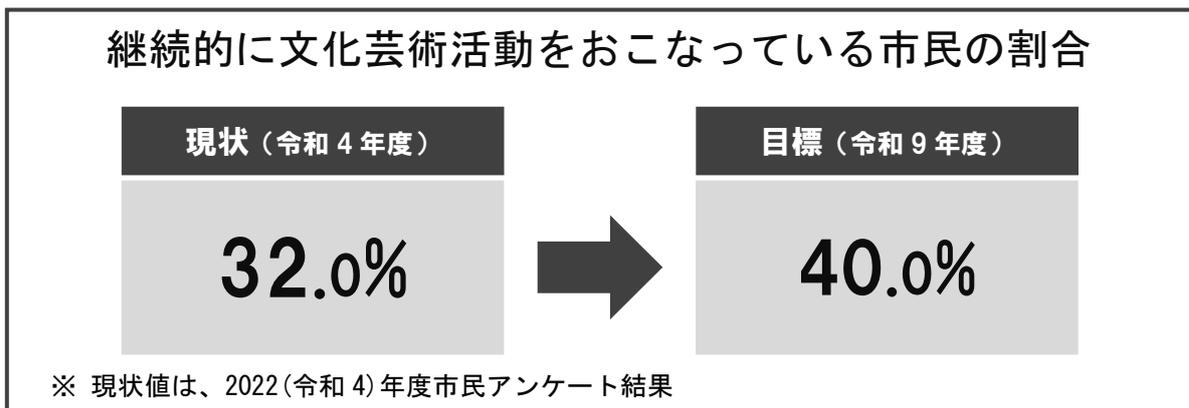
## 2. 施策目標

本計画において、施策展開の視点別に以下の目標を設定する。

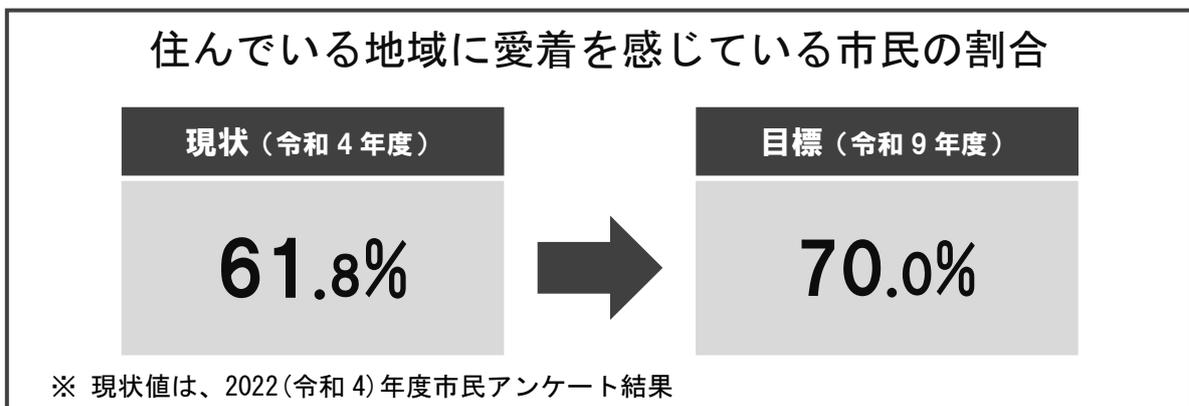
### (1) 場づくり



### (2) きっかけづくり



### (3) 魅力づくり



### 3. 展開施策の指針

前述した3つの視点について、各々の考え方と施策指針を示す。

今後、この指針に沿って個別の事業や取組を組み立て、文化芸術振興施策を効率的、かつ効果的に展開していく。



#### 3-1 施策推進の視点1 『場づくり』

##### (1) 考え方

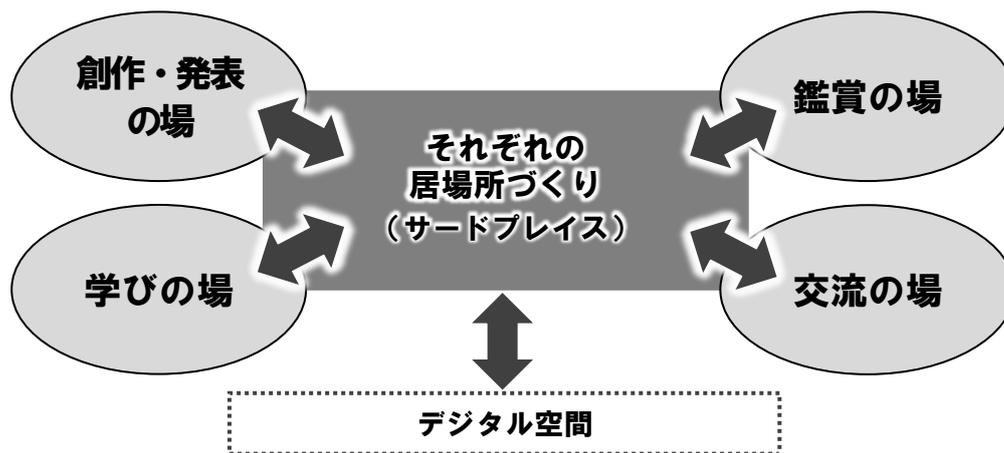
「鑑賞」、「創作・発表」などの多様な形で市民が文化芸術と出会い、関わり合うことで、生きる喜びや心の豊かさを感じることでできる場づくりを目指す。また、文化芸術を通じた継承者となる次世代の育成や、人生100年時代を視野に入れた中高年世代のリカレント教育<sup>26</sup>の場の充実を図っていく。

これらの文化芸術に関わる場の提供を通じて、主体的に文化芸術の鑑賞や活動に取り組む市民を支援し、文化芸術と市民の関係をより豊かなものとする。そして、そこから創造的で感性豊かな人を育てていく。

さらに、文化芸術と継続的に関わる場が人や地域とのつながりを育み、そこが市民一人ひとりにとってのかけがえのない「居場所（サードプレイス<sup>27</sup>）」となるような「交流の場」としての機能を持った場づくりも合わせて推進する。

デジタル技術の急速な進化によって、仮想空間上での文化芸術活動やネットワークを介した交流などの可能性が今後ますます広がることが見込まれる。一方で、デジタル技術の進展は、スマートフォンやゲームの依存症等の新しい社会問題を顕在化させており、デジタル機器等と共生しながら、心身ともに健康な状態を築いていくデジタルウェルビーイング<sup>28</sup>について現実的なあり方を模索することも課題となっている。こうした点に配慮しながら、デジタル空間上の文化芸術の場づくりも視野に入れて施策を検討していく。

##### ■ 「場づくり」の考え方



<sup>26</sup> リカレント教育：学校教育から離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や社会で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。

<sup>27</sup> サードプレイス：アメリカの都市社会学者 レイ・オルデンバーグが提唱した概念で、例えば、カフェや交流サロン、公園など、自宅や学校、職場以外の、その人にとって居心地の良い「第3の場所」を意味する。

<sup>28</sup> デジタルウェルビーイング：2018年にGoogleのサンダー・ピチャイCEOが提唱し、スマートフォン(OS: Android)にもその思想を反映しているとされる。

## (2) 施策指針

- ◇ 公共文化施設の更なる利活用促進
  - 市民がより利用しやすい公共施設運営やサービスの工夫  
(例) 施設予約システムの新規導入、活動資材・備品貸出サービス
  - 市内図書館の文化芸術活動の拠点化  
(例) 本を媒介に芸術家やクリエイターを招聘し、ワークショップを開催
  
- ◇ 身近な場での文化芸術活動の活性化
  - ふれあいサロン活動での文化芸術プログラム利用促進  
(例) 伊豆市や民間の文化施設などの出前講座の実施
  - 通いの場での文化芸術活動の活発化  
(例) 市民サークルやNPO等と連携した活動
  - 地域主体の多世代交流型文化芸術活動の支援  
(例) 地域づくり協議会活動との連携
  - 市内小中学校と地域の連携促進  
(例) 学校の文化芸術鑑賞授業のオープンスクール化
  
- ◇ 柔軟な発想での多様な場の開発
  - 廃校(校舎・体育館等)の利活用  
(例) 旧八岳小学校でのドライブインシアターの実施
  - 市民の文化芸術活動での学校施設開放の促進  
(例) 学校体育館で市民文化祭の展示部門の実施
  - 遊休地・空き店舗などの民間施設の利活用  
(例) 「上の家」改修による地域の拠点化(文学の郷湯ヶ島の取組)
  - 観光施設と連携した文化芸術イベントの展開  
(例) 「しゅぜんじ回廊」(修善寺温泉場)での写真展の開催
  - 交通事業者や民間事業者と連携した取組  
(例) 修善寺駅前広場を利用した市民音楽祭や食文化イベントの実施
  
- ◇ デジタル技術を取り入れた文化芸術の場の開発
  - 文化芸術イベントのネットワーク配信  
(例) 文化協会関連イベントのインターネット配信
  - デジタルウェルビーイング生涯学習講座  
〔幅広い世代を対象にした「デジタル技術を使いこなす」ための講座〕  
(例) タブレットを使用した動画撮影編集講座  
(ふるさと学級・生きいきカレッジ合同の世代間交流事業)
  - SNS等を活用した文化芸術コミュニティ(サークルなど)の交流促進  
(例) 文化協会所属団体間のSNS活用促進

### 3-2 施策展開の視点2 『きっかけづくり』



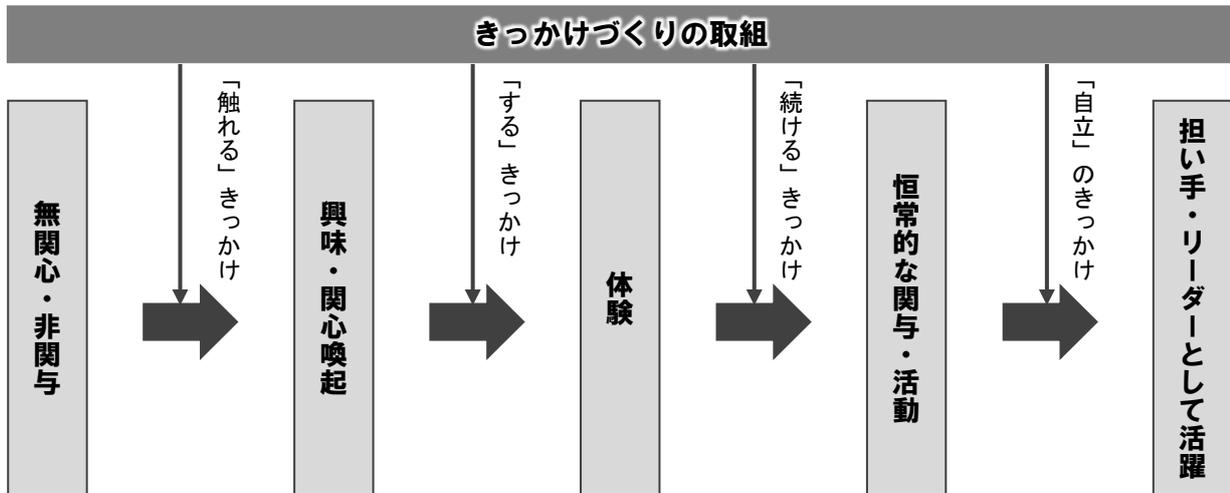
#### (1) 考え方

文化芸術のすそ野を広げていくために、文化芸術に無関心、または現状では関わりのない層に対して、文化芸術に触れ、興味や関心を喚起するきっかけを効果的に提供していく。

また、文化芸術の鑑賞や創作などの活動を体験し、続けるきっかけになる機会を提供することで、文化芸術に継続的に関わる市民の輪を広げていく。

さらに、地域文化の担い手や活動リーダーの発掘、育成のため、文化芸術に受動的に関わる立場から自立し、能動的に関わるきっかけとなる取組も推進する。

#### ■ 「きっかけづくり」の考え方



#### (2) 施策指針

##### ◇ 1人1趣味運動の効果的推進

(例)

- 市民参加を促進するキャンペーン展開
- 市内の民間教室、個人指導者等と連携した情報発信

##### ◇ 「きっかけづくり」の視点からの講座やイベントの再編成

(例)

- 身近な場所でのミニコンサート、展示会等の開催(市民サークル等への発表の場提供)
- 各種活動団体の代表者による文化芸術行事の企画・運営プロジェクト創出
- 近隣市町と連携した事業展開による活動分野の拡大  
(伊豆市にはないジャンルの活動の紹介など)

##### ◇ 市民の自主的活動の創出と支援

(例)

- 講師や指導者、活動リーダー人材の育成
- 教室、イベント等の機材・用具貸出などの支援サービス充実

##### ◇ 広報活動・情報提供の充実

(例)

- 趣味の講座のPRの工夫(対象層の特性に合わせた広報媒体選定など)



### 3-3 展開施策の視点3 『魅力づくり』

#### (1) 考え方

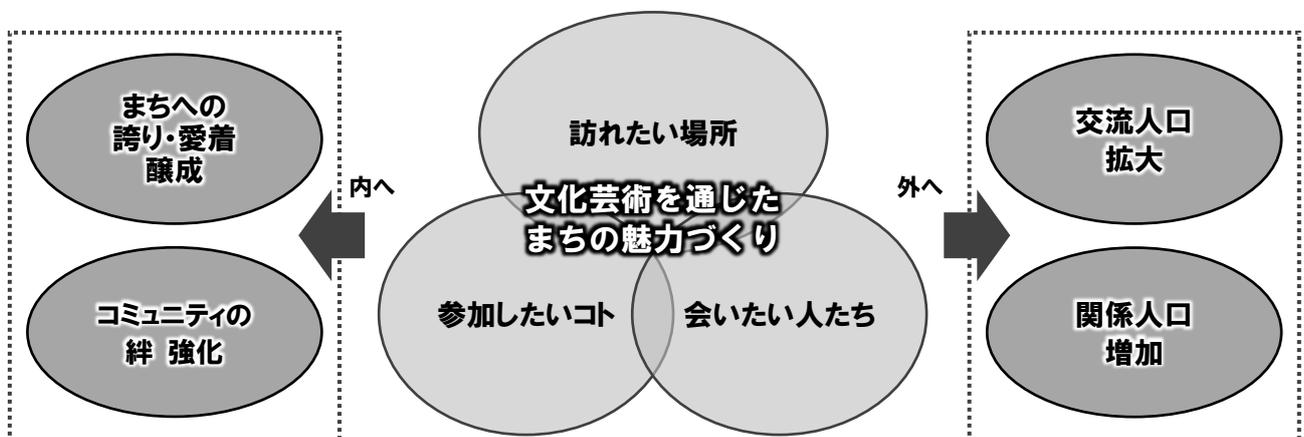
人に感動や新しい気づきを与え、時間の制約や移動距離の負担に構わず惹きつけられる文化芸術の力を活かし、本市のまちの魅力を高めていく取組を推進する。

本市内外の人が本市の歴史や風土に根ざした、独自の魅力に富んだ文化芸術に関わることで多様な交流が促進され、そこからまちの新たな活力・賑わいが生み出されることを目指す。

文化芸術によって生み出されたまちの新たな魅力（ブランド価値）は、市外からの吸引力（訪問意向や憧れ）を向上させ、観光・交流人口の拡大や本市を第2の故郷として域外からまちづくりに参画、応援する関係人口の増加につながる。

また、市民の主体的な活動が基軸となる文化芸術によるまちづくりは、それに関わる市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、地域の一体感やコミュニティの絆を強くする効果も期待できる。

#### ■ 「魅力づくり」の考え方



#### (2) 施策指針

##### ◇ 地域の特性に応じたまちづくり

(例)

- 文学の郷構想の推進（湯ヶ島地区）
- 誇れる景観づくりの推進
- 地域と学校の交流による「伊豆学」授業の展開

##### ◇ 文化財の保存と活用

(例)

- 文化財の保全・保護
- 地域の伝統芸能や文化行事の伝承支援
- 市民や観光客に向けた文化財の価値の啓発
- 歴史・文化的価値を有する建物・空間のユニークベニュー<sup>29</sup>活用
- 小中学校での文化財をテーマとした探求学習
- 地域の文化財に精通した観光ボランティアガイドの育成

<sup>29</sup> ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションやイベント等を開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

◇ 食育などと連携した伊豆市の食文化振興

(例)

- 伊豆市の食文化をテーマとした食育活動
- 伊豆市の生活に根ざした伝統的な食メニューのレシピ保存活動

◇ 伊豆市の文化芸術の魅力の発信

(例)

- 地区ごとにテーマを設定した、市民参加による地域の魅力発信  
(1地区1テーマ運動)
- 上記と連動した地域文化の学術的研究の充実
- 伊豆市の文化や芸術に触れるツーリズム(旅行形態)商品の造成
- 移住・定住施策やふるさと納税プロモーションと連動した伊豆市の文化情報の発信

◇ 「伊豆っ子宣言」の推進

「伊豆っ子宣言」は、伊豆市の未来をつくる子どもたちに、「伊豆市の良さ」や「ふるさとを大事にする気持ち」を感じながら成長していってほしいという願いを込めて、2020(令和2)年度に伊豆市教育委員会で制定された。

普段何気なく実践していることでも、改めて宣言することで、一人ひとりの意識を高めていくことを目的としている。

■ 宣言文

●海、山、川を愛し、親しみます

それぞれの身近な場所で、自然を体験することで、ふるさとに愛着を持ち、親しんでほしい。

●温泉や自然の恵みを守り、生かします

伊豆市の自然の恵みを後世に遺すため、森や自然を大切にする子やそういう大人でありましょう。

●歴史や文化を守り、受け継ぎます

伊豆市の歴史と文化を守り、受け継ぎましょう。

●元気にあいさつをします

子どもばかりでなく、大人が見本を示し、地域全体で子どもも、大人も、元気にあいさつしましょう。

●自分や人を大切にします

仲間の中での自分の存在や位置を、お互い認め合い大切に出来るよう、自分や人を大切にしましょう。

●夢に向かって挑戦する心を持ちます

伊豆っ子それぞれが持つ夢に向かって挑戦する心を持ちましょう。地域の大人は、その夢を温かく見守り、励ましていきましょう。



伊豆っ子宣言マーク

### 3-4 推進体制について



#### (1) 計画の推進と見直し

多様な領域の文化芸術の振興とそれを通じた魅力あふれるまちづくりを目指す本計画の推進にあたっては、幅広い分野にわたる施策の連携と調整が必要とされる。このため、市内担当課（教育部社会教育課）を中心に、都市計画、観光等の関連する部門と連携しつつ取組を進める必要がある。また、市民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応していくことが求められることから、必要に応じて、外部の関連分野の学識経験者、文化芸術関係団体、地域団体などの意見を取り入れ、計画の見直しを図っていく。

#### (2) 伊豆市文化協会の支援と連携

市内で活動する文化芸術団体が加盟し、団体同士の交流や、文化祭などの発表の機会等の事業実施主体となっている伊豆市文化協会は、本計画の推進にあたって重要な役割を担うことから、本市が継続的な支援を行うとともに、連携、協働して本計画を推進する。

#### (3) 官民の協働と役割分担

本計画の方向性に沿って、誰もが、自分の嗜好や生活様式にあわせて実り豊かな文化芸術活動に関われる環境を整備していくためには、行政だけでなく、関連団体や民間事業者などが、それぞれの役割を分担しながら、連携、協働していくことが必要となる。

##### ○市の役割

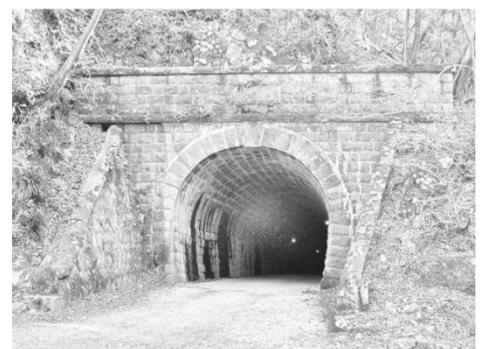
本計画の施策指針に沿って、文化芸術活動の場の整備、無関心層への働きかけ、福祉分野における文化芸術の取組などのきっかけづくり、文化芸術を通じたまちづくりの取組を主導する。また、市民の自主的な活動を積極的に支援し、その活性化を図る。

##### ○民間事業者の役割

専門的で高度なサービスや特定の生活者のニーズに応えるサービスなどを提供することで、市民の恒常的な文化芸術活動を支援、振興する役割を担う。

##### ○関連団体、NPO、市民サークル・クラブ等の役割

個々の活動分野において、各団体が自主的、主体的に活動することで、対象となる市民に身近な文化芸術活動の機会を提供する役割を担う。



△ 国指定重要文化財「天城山隧道」



## 【資料編】



# 1. 伊豆市内文化施設

No.	施設名	住所	内容
1	修善寺生きいきプラザ	小立野 66 - 1	平成22年4月、公民館ホールから伊豆市民文化ホールとなり、本格的な舞台芸術(有料)を楽しむことができます。広いスペースのラウンジは、飲食が可能となっています。なお、会議室、和室、工作実習室等、全ての部屋からは、狩野川の眺望を楽しむことができます。多種多様な文化芸術活動をはじめ、人々の交流が生まれる賑わいの拠点です。
2	修善寺総合会館	修善寺 838 - 1	桂川に面した大研修室は最大250人が利用でき、催事等にも利用されています。大ホール(令和6年度から休館)は、様々な全国大会や演劇などの興行が行われています。
3	伊豆市資料館	上白岩 425 - 1	上白岩遺跡の出土品のほか、産業・文化など、「伊豆を知るきっかけ」を幅広く常設展として展示しています。特別展示室では、年に数回さまざまな企画展を開催しています。
4	天城会館	湯ヶ島 176 - 2	天城劇場ホールは、434の固定席と3席の身障者スペースがあり、催事等に利用されています。併設の夕鶴記念館は、この地が「夕鶴」の原作者、木下順二ゆかりの地であることから建てられました。
5	伊豆近代文学博物館 (昭和の森会館内)	湯ヶ島 892 - 6	天城、伊豆、ゆかりの文学者・作家の資料を展示しています。井上靖の通知簿(複写)や複数の執筆原稿及び愛用品。川端康成原作の「伊豆の踊子」の原稿(複写)など、貴重な品を展示しています。
6	井上靖資料室 (旧湯ヶ島小学校内)	湯ヶ島 136	東京の自宅書齋をイメージし、実際に使用していた品や出版物を展示しています。幼少時代をすごした湯ヶ島を舞台にした小説『しろばんば』に関連する資料等も展示しています。
7	土肥公民館	土肥 670 - 2	2つの会議室があり、打ち合わせやグループ活動に利用できます。土肥支所内4階にあり、特に土肥地区市民に利用されています。
8	修善寺図書館	小立野 66 - 1	4館で合計18万冊を所蔵しています。定期的に様々な展示やおはなし会及びブックスタート等も実施しています。修善寺図書館併設のログハウスは、ワークスペースとして利用できます。
9	土肥図書館	土肥 670 - 2	
10	天城図書館	湯ヶ島 136	
11	中伊豆図書館	八幡 500 - 1	

## 2. 文化芸術基本法

文化芸術基本法〔平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号〕

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継

承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、

## 【資料編】

これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、

公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二九年六月二三日法律第七三号]

沿革

【資料編】

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（文部科学省設置法等の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### 3. 静岡県文化振興基本条例

平成18年10月18日  
静岡県条例 第53号

#### 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 文化振興基本計画（第6条）
- 第3章 文化の振興に関する基本的施策（第7条—第13条）
- 第4章 静岡県文化政策審議会（第14条—第20条）
- 附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていくなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、

もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

**第2条** 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

##### （県の役割）

**第3条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体（国及び地方公

共団体を除く。）及び個人（以下「民間団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**第4条** 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

## 【資料編】

**第5条** 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動（文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。）が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

### 第2章 文化振興基本計画

**第6条** 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。
- 5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

### 第3章 文化の振興に関する基本的施策

（多様な文化資源の把握等）

**第7条** 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化活動を行う機会の提供等）

**第8条** 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化活動の充実等）

**第9条** 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等）

**第10条** 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化を創造する活動への支援等）

**第11条** 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援活動の普及啓発等）

**第12条** 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域産業の振興等に関する情報の提供等）

**第13条** 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 静岡県文化政策審議会

（設置及び所掌事務）

**第14条** 県に、静岡県文化政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

（組織）

**第15条** 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

（任期）

**第16条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

**第17条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第18条** 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第19条** 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

**第20条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4. 伊豆市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

伊豆市教育委員会告示第9号

伊豆市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月27日

伊豆市教育委員会教育長 梅原 賢治

伊豆市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊豆市の文化芸術振興計画を策定するため、伊豆市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び検討する。

(1) 文化芸術振興計画に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興計画に関し教育長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 教育関係者

(3) 市民

(4) 地元団体から選出された者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じ作業部会を設置することができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、市文化芸術振興計画を策定するまでの期間とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

(報告)

第10条 委員会は、その会議及び活動等の経過、結果を必要に応じ教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局を教育部社会教育課に置き、必要な事務を行う。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 5. 伊豆市文化芸術振興計画策定委員会委員名簿

任期:令和4年12月21日から2年

氏名	役職等	
サワキ イクコ 澤木 育子	社会教育委員	委員長
オガワ ミチオ 小川 道雄	前伊豆市文化協会 会長	副委員長
キクチ カツヨシ 菊地 勝義	社会教育委員(天城小学校校長)	
トヨダ マサユキ 豊田 昌幸	伊豆市文化財保護審議会 委員長	
ナカムラ ショウコ 中村 祥子	伊豆市 CIO 補佐官	
ヒヨシ ユウコ 日吉 祐子	伊豆市健康づくり食生活推進協議会	
マツモト ユナ 松本 由奈	伊豆市学芸員	





編集・発行者／伊豆市 教育部 社会教育課

〒410-2592 伊豆市八幡500-1 TEL.0558-83-5476

発行／2024(令和6)年3月